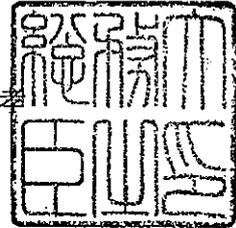


総政企第86号
平成26年5月12日

統計委員会委員長

西村清彦 殿

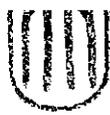
総務大臣
新藤義孝



諮問第67号

港湾調査の変更について（諮問）

標記について、平成26年4月16日付け国総情政第12号により国土交通大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

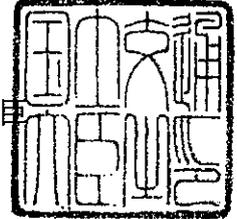


別添

国総情政第12号
平成26年4月16日

総務大臣 殿

国土交通大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

港湾調査

| | |
|-------|--|
| 主管部課 | 国土交通省総合政策局情報政策本部 情報政策課交通経済統計調査室 |
| 事務担当者 | 中澤 祐一郎 電話 03 (5253) 8348 e-mail : nakazawa-y54p3@mlit. go. jp |



申請事項記載書

1 調査の名称 港湾調査

2 変更の内容

| 変更案 | 変更前 | 変更理由 |
|---|--|--|
| <p>港湾調査要綱</p> <p>2 調査の目的</p> <p><u>本調査は、港湾統計（港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。</u></p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域的範囲</p> <p>国土交通大臣が<u>指定する別表に</u>掲げる都道府県</p> <p>(2) 属性的範囲</p> <p>国土交通大臣が<u>指定する別表に</u>掲げる甲種港湾及び乙種港湾</p> <p>4 報告を求める者</p> <p>(1) 数</p> <p><u>【甲種港湾調査票】 161港</u></p> <p><u>【乙種港湾調査票】 533港</u></p> <p>(2) 選定の方法（<input checked="" type="checkbox"/>全数 <input type="checkbox"/>無作為抽出 <input type="checkbox"/>有意抽出）</p> <p><u>国土交通大臣が指定する別表に掲げる甲種港湾及び乙種港湾</u></p> <p>(3) 報告者</p> <p><u>【甲種港湾調査票】</u></p> | <p>港湾調査要綱</p> <p>2 調査の目的</p> <p><u>この調査は、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とする。</u></p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域的範囲</p> <p>国土交通大臣が<u>指定した、別表に</u>掲げる都道府県</p> <p>(2) 属性的範囲</p> <p>国土交通大臣が<u>指定した、別表に</u>掲げる甲種港湾及び乙種港湾</p> <p>4 報告を求める者</p> <p>(1) 数</p> <p><u>甲種港湾 160港、乙種港湾 557港</u></p> <p>(2) 選定の方法（<input checked="" type="checkbox"/>全数 <input type="checkbox"/>無作為抽出 <input type="checkbox"/>有意抽出）</p> <p>(3) 報告義務者</p> <p>ア 本調査における<u>報告義務者</u>は、港湾</p> | <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正及び対象港湾の見直しのため</p> <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> |

| | | |
|---|---|---|
| <p>ア 本調査における<u>報告者</u>は、港湾の管理者又はその港湾において次の業務を営む者とする。</p> <p>イ 前項に掲げた者では調査の目的が達せられない場合はその他の当該事項の実態を把握することができる者を選定し、これに報告をさせることができる。</p> <p>【乙種港湾調査票】 甲種港湾調査票に掲げるア(ア)～(ウ)及びイの事項</p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) <u>報告を求める事項(詳細は調査票を参照)</u></p> <p>【甲種港湾調査票】</p> <p>ア 入港船舶 イ 船舶乗降人員 ウ 海上出入貨物 エ 本船荷役 オ 泊地及び係船岸</p> <p>【乙種港湾調査票】 甲種港湾調査票に掲げるア～ウの事項</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間 【甲種港湾調査票】 毎月 【乙種港湾調査票】 毎年(1月～12月)</p> | <p>の管理者又はその港湾において次の業務を営む者とする。</p> <p>イ 前項に掲げた者では調査の目的が達せられない場合はその他の当該事項の実態を把握することができる者を選定し、これに報告をさせることができる。</p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) <u>報告を求める事項</u> ア この調査は、甲種港湾に関しては次に掲げる事項について、乙種港湾に関しては(ア)から(ウ)までに掲げる事項について行う。</p> <p><u>(ア) 入港船舶</u> <u>(イ) 船舶乗降人員</u> <u>(ウ) 海上出入貨物</u> <u>(エ) 本船荷役</u> <u>(オ) 泊地及び係船岸</u></p> <p>イ <u>調査票の様式は、国土交通大臣の定める別記第1号様式及び第2号様式のとおりとする。</u></p> <p>(2) 基準となる期日又は期間 <u>甲種港湾においては毎月末日、乙種港湾においては毎年12月末日</u></p> | <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> |
|---|---|---|

| | | |
|---|--|---|
| <p>6 報告を求めするために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織</p> <p>国土交通省—都道府県—調査員—<u>報告者</u></p> <p>(2) 調査方法 (■調査員調査 □郵送調査 ■<u>オンライン調査</u>)</p> <p>□その他 ())</p> <p>ア 調査に関する事務に従事させるため、統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)第14条の規定により、統計調査員を置く。</p> <p>イ 統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受け、調査票の配布及び収集その他調査に関する事務に従事する。</p> <p>ウ <u>オンライン調査は、統計調査員と報告者間において電子メールにより行う。</u></p> | <p>6 報告を求めするために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織</p> <p>国土交通省—都道府県—調査員—<u>報告義務者</u></p> <p>(2) 調査方法 (■調査員調査 □郵送調査 □<u>オンライン調査</u>)</p> <p>□その他 ())</p> <p>ア 調査に関する事務に従事させるため、統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)第14条の規定により、統計調査員を置く。</p> <p>イ 統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受け、調査票の配布及び収集その他調査に関する事務に従事する。</p> | <p>文言の形式的修正</p> <p>報告者からのオンラインによる調査票の報告実態に則するため、オンライン調査の追加</p> <p>オンライン調査の追加に伴い、調査方法の追加</p> |
| <p>7 報告を求め期間</p> <p>(1) 調査の周期</p> <p><u>【甲種港湾調査票】毎月</u></p> <p><u>【乙種港湾調査票】1年</u></p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p><u>【甲種港湾調査票】提出期限は調査月翌月の10日</u></p> <p><u>【乙種港湾調査票】提出期限は調査年翌年の1月末日</u></p> | <p>7 報告を求め期間</p> <p>(1) 調査の周期</p> <p><u>甲種港湾においては毎月末日に月間調査を行い、乙種港湾においては毎年12月末日に年間調査を行う。</u></p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p><u>ア 都道府県知事は、報告義務者に対して、当該調査期日までに、調査票を配布しなければならない。</u></p> <p><u>イ 報告義務者は、配布された調査票に所定の事項を記入し、甲種港湾については調査月の翌月10日までに、乙</u></p> | <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> |

| | | |
|--|---|---|
| <p>なお、都道府県知事は、<u>報告者</u>が電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第3条第1項の規定により適用される行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により税関長に申告等を行った事項の一部（報告を求める事項のうち<u>ア、ウ、エ及びオ</u>。以下「当該事項」という。）を調査に使用することに同意したときには、報告を求める事項のうち当該事項に係るものについて調査票への記入を要しないものとするができる。</p> <p>また、報告者は、調査票の様式に掲げる各事項を明確に判別できるように記録する場合は、調査票に代えて、電磁的記録による報告をすることができる。</p> <p>8 集計事項</p> <p>(1) 集計事項（別紙 <u>港湾調査結果表一覧参照</u>）</p> <p><u>【甲種港湾調査票】</u></p> <p>エ 泊地係船岸及び本船荷役係留施設別入港船舶の隻数、総トン数、係留時間、本船荷役貨物トン数</p> <p><u>【乙種港湾調査票】</u></p> <p>甲種港湾調査票に掲げるア～ウの事項</p> | <p><u>種港湾</u>については調査年の翌年1月末日までに都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>ウ 都道府県知事は、<u>報告義務者</u>が電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第3条第1項の規定により適用される行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により税関長に申告等を行った事項の一部（報告を求める事項のうち<u>ア、ウ、エ及びオ</u>。以下「当該事項」という。）を調査に使用することに同意したときには、報告を求める事項のうち当該事項に係るものについて調査票への記入を要しないものとするができる。</p> <p><u>エ 報告義務者は</u>、調査票の様式に掲げる各事項を明確に判別できるように記録する場合は、調査票に代えて、電磁的記録による報告をすることができる。</p> <p>8 集計事項</p> <p>(1) 集計事項</p> <p><u>報告を求める事項について、次のものにつき集計する（別紙結果表一覧参照）。</u></p> <p>エ 泊地係船岸及び本船荷役係留施設別入港船舶の隻数、総トン数、係留時間、本船荷役貨物トン数</p> | <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> |
|--|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| <p>(2) 集計・提出方法</p> <p>【甲種港湾調査票】</p> <p>ア 都道府県知事は、管下すべての甲種港湾調査票等を港湾別に取りまとめ、審査の上、調査期日の翌日から1か月以内に集計事項のうちア及びウに掲げる月次集計分を、又調査年の翌年3月末日までに集計事項のアからエまでに掲げる年次集計分を国土交通大臣へ提出する。</p> <p>イ 国土交通大臣は、これを審査整理して月次別、年次別に全国集計をする。</p> <p>【乙種港湾調査票】</p> <p>ア 都道府県知事は、調査期日の翌日から3か月以内に、管下すべての乙種港湾調査票等を港湾別に取りまとめ、審査の上、集計事項のうちアからウまでに掲げる年次集計分を国土交通大臣へ提出する。</p> <p>イ 国土交通大臣は、これを審査整理して年次別に全国集計をする。</p> | <p>(2) 集計・提出方法</p> <p>ア 甲種港湾の場合</p> <p>(ア) 都道府県知事は、管下すべての甲種港湾の調査票等を港湾別に取りまとめ、審査の上、調査期日の翌日から1か月以内に集計事項のうちア及びウに掲げる月次集計分を、又調査年の翌年3月末日までに集計事項のアからエまでに掲げる年次集計分を国土交通大臣へ提出する。</p> <p>(イ) 国土交通大臣は、これを審査整理して月次別、年次別に全国集計をする。</p> <p>イ 乙種港湾の場合</p> <p>(ア) 都道府県知事は、調査期日の翌日から3か月以内に、管下すべての乙種港湾の調査票等を港湾別に取りまとめ、審査の上、集計事項のうちアからウまでに掲げる年次集計分を国土交通大臣へ提出する。</p> <p>(イ) 国土交通大臣は、これを審査整理して年次別に全国集計をする。</p> | <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> |
| <p>9 調査結果の公表の方法及び期日</p> <p>(1) 公表の方法</p> <p><u>インターネット（国土交通省ホームページ及びe-Stat）及び印刷物により公表する。</u></p> <p>(2) 公表の期日</p> <p>月報については、調査期日の翌日から2</p> | <p>9 調査結果の公表の方法及び期日</p> <p>(1) 公表の方法</p> <p><u>国土交通大臣は、集計の結果を「港湾統計」として編さんし、甲種港湾については月報及び年報として、乙種港湾については年報として、インターネット等で公表する。</u></p> <p>(2) 公表の期日</p> | <p>文言の形式的修正</p> |

| | | |
|---|---|---|
| <p>か月以内</p> <p><u>年報</u>については、調査の年から1年以内</p> <p>10 使用する統計基準</p> <p>本調査の結果は、港湾の実態を明らかに<u>するため</u>、調査対象港湾ごとに表章を行うことから、統計基準を使用しない。</p> <p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <p><u>(1) 調査票情報の保存期間</u></p> <p>ア <u>調査票及びその他集計書類又は電磁的記録媒体</u>：2年</p> <p>イ <u>集計表の内容を記録した電磁的記録媒体</u>：永年</p> <p><u>(2) 保存責任者</u></p> <p><u>上記アについては、都道府県知事</u></p> <p><u>上記イについては、国土交通大臣</u></p> <p>12 立入検査等の対象とすることができる事項</p> <p>法第15条第1項の規定に基づく立入検査等の対象とすることができる事項は、<u>5の(1)</u>に掲げる報告を求める事項とする。</p> <p>(別紙)</p> | <p><u>月報</u> 調査期日の翌日から2か月以内</p> <p><u>年報</u> 調査の年から1年以内</p> <p>10 使用する統計基準</p> <p><u>この調査</u>の結果は、港湾の実態を明らかに<u>するため</u>調査対象港湾ごとに表章を行うことから、統計基準を使用しない。</p> <p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <p><u>(1) 調査票及びその他集計書類又は電磁的記録は都道府県知事が2年間保存する。</u></p> <p><u>(2) 集計用電磁的記録は、国土交通大臣が永年保存する。</u></p> <p>12 立入検査等の対象とすることができる事項</p> <p>法第15条第1項の規定に基づく立入検査等の対象とすることができる事項は、<u>5の(1)ア</u>に掲げる報告を求める事項とする。</p> | <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> |
|---|---|---|

港湾調査結果表一覧

1. 年報

〔甲種港湾〕

第5表

(8) 移入シャーシ仕出港別表

(9) コンテナ長さ別種別個数表

(別紙)

港湾調査結果表一覧

1. 年報

〔甲種港湾〕

第5表

(8) 移入シャーシ仕出港別表

コンテナ長さ別の取扱個数等に係る統計ニーズが高まっていることから港湾調査結果表の項目の追加